

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2020年4月8日

【会社名】 株式会社出前館  
(旧会社名 夢の街創造委員会株式会社)

【英訳名】 DEMAЕ-CAN CO.,LTD  
(旧英訳名 YUME NO MACHI SOUZOU IINKAI CO.,LTD)  
(注) 2019年11月28日開催の第20期定時株主総会において商号変更の承認を得ましたので、同日付で会社名及び英訳名を上記のとおり変更いたしました。

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中村 利江

【本店の所在の場所】 大阪市中央区久太郎町三丁目6番8号  
(同所は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番1号

【電話番号】 03-4500-9380

【事務連絡者氏名】 執行役員 ビジネスサポート本部長 宮下 淳

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】 その他の者に対する割当 30,000,080,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2020年3月26日に提出した有価証券届出書及び2020年4月3日に提出した有価証券届出書の訂正届出書について、当社が2020年4月8日付で四半期報告書を提出したことに伴い、当該四半期報告書を参照書類に追加し、必要な修正を行い、当該有価証券届出書の添付書類である「第21期第2四半期連結累計期間（自2019年9月1日至2020年2月29日）の業績の概要」を削除するため、また、割当予定先の1社であるLINE株式会社が2020年3月27日付で有価証券報告書を提出したことに伴い、これに関連する事項を修正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第3 第三者割当の場合の特記事項

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

添付書類の削除

「第21期第2四半期連結累計期間（自2019年9月1日至2020年2月29日）の業績の概要」を削除しております。

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部【証券情報】

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割り当て予定先の状況】

## a. 割当予定先の概要

(1) LINE

(訂正前)

名称	LINE株式会社
本店の所在地	東京都新宿区新宿四丁目1番6号
直近の有価証券報告書等の提出日	<p>有価証券報告書 事業年度 第19期 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日) 2019年3月29日 関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度 第20期第1四半期 (自 2019年1月1日 至 2019年3月31日) 2019年5月14日 関東財務局長に提出</p> <p>事業年度 第20期第2四半期 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日) 2019年8月9日 関東財務局長に提出</p> <p>事業年度 第20期第3四半期 (自 2019年7月1日 至 2019年9月30日) 2019年11月8日 関東財務局長に提出</p>

(訂正後)

名称	LINE株式会社
本店の所在地	東京都新宿区新宿四丁目1番6号
直近の有価証券報告書等の提出日	<p>有価証券報告書 事業年度 第20期 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日) 2020年3月27日 関東財務局長に提出</p>

### 第三部 【参照情報】

#### 第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

(訂正前)

##### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第20期(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日) 2019年11月29日近畿財務局長に提出

##### 2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第21期第1四半期(自 2019年9月1日 至 2019年11月30日) 2020年1月10日近畿財務局長に提出

##### 3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2020年3月26日)までに、以下の書類を提出しており  
ます。

- (1) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく  
臨時報告書を2019年12月2日近畿財務局長に提出
- (2) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第4号に  
基づく臨時報告書を2020年3月26日近畿財務局長に提出
- (3) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号に基づく臨時  
報告書を2020年3月26日近畿財務局長に提出

(訂正後)

##### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第20期(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日) 2019年11月29日近畿財務局長に提出

##### 2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第21期第1四半期(自 2019年9月1日 至 2019年11月30日) 2020年1月10日近畿財務局長に提出

事業年度 第21期第2四半期(自 2019年12月1日 至 2020年2月29日) 2020年4月8日近畿財務局長に提出

##### 3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2020年4月8日)までに、以下の書類を  
提出しております。

- (1) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく  
臨時報告書を2019年12月2日近畿財務局長に提出
- (2) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第4号に  
基づく臨時報告書を2020年3月26日近畿財務局長に提出
- (3) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号に基づく臨時  
報告書を2020年3月26日近畿財務局長に提出

## 第2 【参照書類の補完情報】

### （訂正前）

参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2020年3月26日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2020年3月26日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

### （訂正後）

参照書類としての有価証券報告書又は四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2020年4月8日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2020年4月8日）現在においてもその判断に変更はありませんが、新たに記載する未来に関する事項として、中国武漢市において発生し、2020年1月より国内で顕在化した新型コロナウイルス肺炎の感染拡大による事業への影響については、予断を許さない状況であるため今後も注視してまいります。